



山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第1期）

平成18年10月

山口県教育委員会

特別支援教育ビジョン実行計画について

1 実行計画の位置付け

平成18年3月に策定した、本県の今後の特別支援教育の施策推進の基本方針である「山口県特別支援教育ビジョン」に基づき、施策を具体的かつ計画的に推進するための計画です。

2 計画の期間

「山口県特別支援教育ビジョン」の構想期間は、平成18年(2006年)度から平成27年(2015年)度までの10年間ですが、第1期(平成18～22年度)と第2期(平成23～27年度)に区分して実行計画を作成します。

第1期実行計画は、中間年である平成20年度に、幼児児童生徒の実態や学校の実情、社会動向等を踏まえ、計画の見直しを行うとともに、平成22年度に第2期実行計画の作成をする予定です。

区 分	計 画 期 間	作 成 時 期
第 1 期 実 行 計 画	平成18～22年度(5年間)	平成18年10月
第 2 期 実 行 計 画	平成23～27年度(5年間)	平成22年度に作成(予定)

施策推進の姿勢

施策推進にあたっては、チャレンジ、連携、意識改革、現場主義の視点に立って施策を展開するとともに、PDCAのマネジメントサイクル(P25)により、適宜、見直します。

3 ビジョンに示す基本目標

「一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現」

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な相談・支援を通して生きる力を高め、地域の連携の中で、自立・社会参加を支える、心ふれあう特別支援教育を推進します。

基本的な方向性

一人ひとりのニーズに応じた教育課程の充実と地域に開かれた学校づくり

幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育課程を充実するとともに、保護者や、医師・臨床心理士等の専門家、地域の協力を得ながら、地域に開かれた学校づくりを積極的に進めます。

自立・社会参加に向けたネットワークづくり

幼児児童生徒の自立・社会参加に向けて、福祉、医療、労働等の関係機関、産業界、ボランティア、NPO(P25)等との連携により、支援が効果的に行われるよう、ネットワークづくりを進めます。

発達段階に応じたきめ細かな相談・支援体制づくり

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、「個別の教育支援計画」を作成し、関係機関等の連携により、発達段階に応じたきめ細かな相談・支援体制づくりを進めます。

安心・安全な信頼される学校づくり

特別支援教育の推進にあたっては、県、市町、地域との連携を強化し、教育環境等の整備・充実に取り組み、安心・安全な信頼される学校づくりを進めます。

4 中期目標(第1期実行計画の目標)

地 域 で 支 え 、 育 ち 合 う 特 別 支 援 教 育 の 推 進

障害のある幼児児童生徒が、将来、自立し社会参加するためには、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現が大切であるというノーマライゼーションの理念(P25)の浸透が進んでいます。障害の重度・重複化、多様化が進む中、本人や保護者の教育に対するニーズも様々であり、一人ひとりのニーズに応じた支援のためには学校だけではなく、各地域における福祉、医療、労働等の関係機関、NPO、ボランティア等と連携した相談・支援体制の構築が重要です。

このため、本県の特別支援教育の基盤整備・推進期である第1期実行計画では、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を見通した取組を進めるため、各地域において相談・支援体制を構築し、障害の有無にかかわらず相互に育ち合う特別支援教育の制度づくりを進めていきます。

総合支援学校(仮称)の設置による特別支援教育の充実

【構成】

- 1 障害の種別を超えた新たな学校制度の構築
 - (1)総合支援学校(仮称)の設置
 - (2)高等部の学科再編
 - (3)専門性の確保
 - (4)教育施設の見直し
- 2 障害に対応した教育の質の向上
 - (1)個別の教育支援計画の充実
 - (2)教育課程の充実
 - (3)進路指導の充実
 - (4)職業教育の充実
 - (5)ボランティア等の参画
 - (6)交流及び共同学習の充実
 - (7)訪問教育の充実
- 3 特別支援教育センター
 - (1)特別支援教育センター設置による小・中学校等への支援
 - (2)地域ネットワークの構築
 - (3)発達障害教育支援センター
- 4 寄宿舎の適正な規模と配置
 - (1)整備計画(第1次)

1 障害の種別を超えた新たな学校制度の構築

基本的な考え方

学校教育法の改正に伴い、平成19年度から、盲・聾・養護学校は障害の種別を超えた特別支援学校に一本化され、制度的にも特別支援教育が開始されます。

本県では、盲・聾・養護学校から障害の種別を超えた新たな「総合支援学校(仮称)」への移行を図り、教育、福祉、医療、労働等の関係機関、保護者、地域、ボランティア等との連携による相談・支援体制の整備を進めていきます。

(1)総合支援学校(仮称)の設置

平成18年度に学校教育法が改正され、平成19年度から特別支援教育が制度的にも開始されます。これに伴い、障害の種別ごとに設置されていた盲・聾・養護学校は、障害の種別を超えた特別支援学校に一本化されます。

本県におきましては、平成18年度から2年間、特別支援学校(本県では、特別支援学校を「総合支援学校(仮称)」とし、以下「総合支援学校(仮称)」とする。)への移行に備えたモデル研究を実施し、その成果を踏まえ、平成20年度から本格的に施行します。

現 行	総 合 支 援 学 校 (仮 称) 制 度 (案)
盲学校(視覚障害)	* 視覚障害教育情報センター設置による相談・支援機能の整備
聾学校(聴覚障害)	* 聴覚障害教育情報センター設置による相談・支援機能の整備
養 知的障害 護 肢体不自由 学 病弱 校	<p>【総合支援学校(仮称)(原則として5障害へ対応)】</p> <p>* 対象とする障害種別は、地域の実情を踏まえて柔軟に検討</p> <p>* 軽度の障害への対応</p>

《重点プログラム》

項 目		18 ~ 19	20	21	22
特別支援学校体制整備モデル事業 視覚障害教育情報センター設置 聴覚障害教育情報センター設置	盲学校 聾学校		設置 設置		
総合支援学校(仮称)の設置	盲学校 聾学校 ↳ 下関分校 岩国養護学校 田布施養護学校 周南養護学校 徳山養護学校 防府養護学校 山口養護学校 ↳ みほり分校 宇部養護学校 下関養護学校 豊浦養護学校 萩養護学校	交流・共同モデル 進路・職業モデル 交流・共同モデル 教育課程モデル 進路・職業モデル センターモデル 教育課程モデル センターモデル	総合 支 援 学 校	見直し	

平成20年度における総合支援学校(仮称)への移行や、その後の見直しにあたっては、障害のある幼児児童生徒の発達や教育上の観点から、幼児児童生徒の一定数以上の在籍が確保できるよう、全県的な視点に立ち、幼児児童生徒の状況や地域バランスを踏まえ、適正な在り方等について検討を進めてまいります。

(2) 高等部の学科再編

児童生徒数は、小・中学部では減少傾向、高等部では増加傾向にありますが、今後、総合支援学校(仮称)の整備等により、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等(以下、「学習障害等」)(P25)の生徒の進学が増加することが考えられ、この傾向が一層強まることが予想されます。障害のある生徒の多様な教育的ニーズに対応しながら、自立を支援するため、高等部における教育の一層の充実が大切になります。

盲学校高等部及び専攻科においては、施術所の一層の充実により、あん摩・はり・きゅう師の国家資格取得後の開業や就労に結びつくものとするとともに、教育内容がより実践的なものとなるよう学科編制も含め、継続的に検討を進めてまいります。

また、聾学校においては、就労後の職場定着に向けた指導の充実が求められており、一定規模以上の集団による社会性等の育成を目指すとともに、生活情報科と産業情報科を統合して新たな学科を設置するなど、職業的自立に向けた職業教育の一層の充実に努めます。

さらに、一般就労を目指した生徒のための産業科を県東部、中央部、西部の3地域に拡充するとともに、寄宿舎等を活用して、就労後の職場定着につながるよう、食事や金銭管理等の身近生活や余暇利用等の能力を高めるための支援も行います。

また、学習障害等の軽度の障害の生徒が就職や大学等への進学を目的としたコースの設置についても、地域の状況等を踏まえながら検討を進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
高等部 産業科設置(県内3カ所) 盲学校(施術所) 聾学校(高等部学科再編)	施術所 ・生活情報科 ・産業情報科	・設置検討	設置 施術所見直し 新学科設置等		
軽度障害コースの設置		・設置検討	設置		

(3) 専門性の確保

総合支援学校(仮称)では、これまでのように特定の障害に特化して教育を行うのではなく、原則的には、すべての障害を対象としますので、各校において一人ひとりの障害の程度や発達段階に応じた適切な教育を行うための専門性の確保が大切となります。

このため、総合支援学校(仮称)や小・中学校の支援学級(仮称)(学校教育法の改正により、H19.4.1から特殊学級が「特別支援学級」に名称変更となるが、本県では「支援学級(仮称)」とする。)等の担当者の特別支援学校教諭免許状(P25)の原則保有を促進するための免許法認定講習の拡充、教育研修所研修講座の充実等による教員一人ひとりの専門性の向上を図るとともに、ボランティアなどの地域人材や医師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)(P26)等の外部人材の参画を得て、学校組織としての専門性の確保に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
特別支援学校体制整備モデル事業 ・特別支援教育センターモデル	モデル校実践 ・宇部養護 ・萩養護 <PT、OT、ST等の参画>		→	成果の普及	→
校内教育課程検討委員会	各校で実施		→	活性化・充実	→

(4) 教育施設の見直し

総合支援学校(仮称)、特別支援教育センター、高等部の再編・整備に伴い、必要な教育施設・設備の整備を計画的に進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 高等部 産業科設置(県内3カ所) 盲学校(施術所) 聾学校(高等部学科再編)	施術所	・設置検討	→	設 置	→
	・生活情報科 ・産業情報科		→	施術所見直し	→
			→	新学科設置等	→
(再掲) 軽度障害コースの設置		・設置検討	→	設 置	→
施設・設備の見直し		→	施設・設備の充実	→	→

基本的な考え方

総合支援学校(仮称)においては、障害の重度・重複化、多様化といった幼児児童生徒の実態の変化に対応するため、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、障害に応じて適切に指導及び支援が行われるよう教育の質の向上に積極的に取り組みます。

このため、校内研修の活性化とともに外部人材の参画を得て、授業改善や専門性の高い教育の質の向上に努めます。

また、将来において、障害のある幼児児童生徒が、地域社会の中でできるだけ自立し社会参加できる環境を整えるため、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互の理解を促進するため、交流及び共同学習を積極的に推進します。

(1) 個別の教育支援計画の充実

盲・聾・養護学校においては、「個別の教育支援計画」(P26)を平成17年度中に在籍する全ての幼児児童生徒を対象に作成しました。

今後は、個別の教育支援計画やこれに基づき立案される指導計画と日々の授業実践を関連付けてPDCA授業評価システムにより、指導の充実にに向けた取組を進め、事例集を作成します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
個別の教育支援計画の活用	個別の教育支援計画の活用		事例集作成		

(2) 教育課程の充実

障害の種類を超えた「総合支援学校(仮称)」の設置に向けて、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱といった従来の全ての障害に対応できる教育課程の実践的研究に取り組むとともに、学習障害等の軽度の障害、あるいは自閉症へ対応できる教育課程の見直しを進め、授業改善事例集を作成します。

また、重度・重複化に対応するため、自立活動を中心とした教育課程の開発・研究を推進するとともに、小・中・高等部12年間を一貫した指導及び内容の充実に努めます。

このため、学校医、臨床心理士、地域の方々などの参画を得て、公開授業・授業評価等を実施し、校内教育課程検討委員会の一層の活性化を図り、より専門性の高い教育内容の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 校内教育課程検討委員会	各校で実施		活性化・充実		
特別支援学校体制整備モデル事業 ・教育課程モデル	モデル校実践 ・防府養護 ・下関養護		成果の普及		

(3) 進路指導の充実

総合支援学校(仮称)の教育上の利点の一つに小・中・高等部の一貫した教育があります。この利点を生かしながら、個別の教育支援計画を基に、小学部の早い段階から保護者・本人に対する進路指導を行っていきます。

このため、総合支援学校(仮称)では、校内進路指導委員会に企業や保護者等の参画を得るととも

に、小学部段階から定期的に進路相談会を実施するなど、進路指導の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
進路指導充実検討委員会 特別支援学校体制整備モデル事業 ・進路・職業教育モデル		モデル校実践 ・田布施養護 ・山口養護	設置 成果の普及		
(再掲) 個別の教育支援計画の活用		個別の教育支援計画の活用		事例集作成	

(4) 職業教育の充実

障害のある生徒の一般企業等への就労は厳しい状況にあり、受入先企業等の関係者、労働・福祉施設等の関係機関、保護者、地域の支援グループ等からなる、職業教育充実検討委員会の設置、就労先企業の専門技術者を招聘した授業実践による高等部の職業教育の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
職業教育充実検討委員会 (再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・進路・職業教育モデル	各校で実施		設置 成果の普及		
		モデル校実践 ・田布施養護 ・山口養護			

(5) ボランティア等の参画

障害のある児童生徒が地域で自立し、社会参加するため、地域で活動しているボランティア団体、NPO法人等との連携は、今後、ますます重要となってきます。

このため、平成18～19年度に実施する交流・共同学習モデル事業の成果や課題を踏まえ、支援地域ごとに登録ボランティア制度や連絡協議会を設置し、連携を強化します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
特別支援学校体制整備モデル事業 ・交流・共同学習モデル		モデル校実践 ・岩国養護 ・周南養護	成果の普及 ・実践事例集 ・副籍制導入 ・登録ボランティア		

(6) 交流及び共同学習の充実

平成18～19年度に実施する交流・共同学習モデル事業の中で、小・中・高等学校等の児童生徒や地域住民との交流及び共同学習の一層の推進や支援ボランティアの養成、総合支援学校(仮称)に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍を持ち、地域や小・中学校との日常的かつ多様な交流を進める「副籍制」(P26)などの実践的な研究を市町教育委員会と連携を図りながら進め、その成果と課題を踏まえ各地域において積極的に推進してまいります。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・交流・共同学習モデル		モデル校実践 ・岩国養護 ・周南養護	成果の普及 ・実践事例集 ・副籍制導入 ・登録ボランティア		

(7)訪問教育の充実

障害等により通学して学習できない児童生徒には、教員が家庭や病院等を訪問して教育を行う訪問教育制度が、児童生徒の実態、保護者の願い等に応じたものとなるよう充実に努めます。また、担当者の連絡協議会を開催するとともに、指導の蓄積等をまとめた実践事例集を作成します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
訪問教育担当者連絡協議会		実施状況の分析	開催	実践事例集作成	

3 特別支援教育センター

基本的な考え方

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、総合支援学校(仮称)には中核的な役割が期待されています。今回、改正されました学校教育法においても、地域の小・中・高等学校等に対して教育に関する必要な助言や援助を行う旨の規定がなされました。

本県におきましては、広域的な生活圏や福祉との連携を考慮して県内に7つの支援地域を設定して、各支援地域内の拠点校となる総合支援学校(仮称)に「特別支援教育センター」を設置して、地域における相談・支援体制の構築を進めます。

(1)特別支援教育センター設置による小・中学校等への支援

盲・聾・養護学校には、これまでも教育相談におけるセンターとしての機能が求められていました。しかし、今回の学校教育法の改正により、総合支援学校(仮称)には、以下の6点の特別支援教育のセンター的機能が求められています。

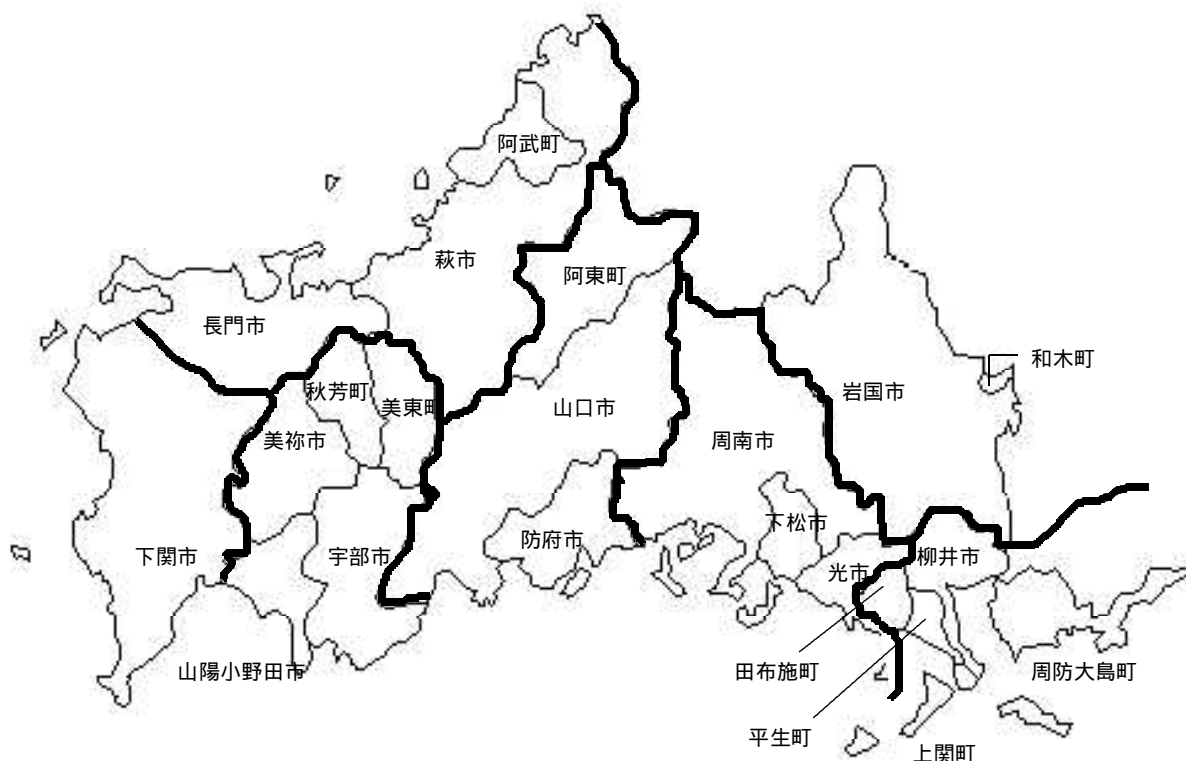
【特別支援学校に求められるセンター的機能】

- 小・中学校等の教員への支援機能
- 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- 障害のある児童生徒等への指導機能(巡回指導)
- 福祉、医療、労働などの関係機関との連絡・調整機能
- 小・中学校等の教員に対する研修協力機能(研修会の開催)
- 地域の障害のある児童生徒等への施設・設備等の提供機能

平成18～19年度に、医師、臨床心理士、PT、OT、ST等の外部人材の参画等によるセンター的機能の在り方についてのモデル研究を進めます。

今後、県内に7支援地域を設定するとともに、地域内の拠点となる総合支援学校(仮称)に特別支援教育センターを設置し、モデル研究の成果を普及して、小・中学校等への教育相談や巡回しての指導、研修協力等の充実に努めます。

支援地域の設定



《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
個別の教育支援計画作成支援(巡回指導)	作成支援				
地域コーディネーターの配置 (小・中学校)	14人		拡充		
(盲・聾・養護学校)	8人		拡充		
特別支援教育センターの設置	モデル校実践		設置		

* 地域コーディネーター (P 2 6)

(2) 地域ネットワークの構築

障害のある幼児児童生徒や保護者が、居住している地域において安心して相談や支援を受けることができるよう、各特別支援教育センターを中心として、地域ネットワークの構築に努めます。

このため、現在、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して支援するために設置していません関係機関連携協議会へ、医師や臨床心理士等の専門家の参画を積極的に求め、相談・支援体制の機能強化を図ります。また、特別支援教育センターの機能との一元化により、支援地域内の小・中学校等への教育相談や巡回しての指導、研修協力等の特別支援教育のセンターの機能の充実を図ります。併せて、各関係機関連携協議会間の連絡・調整を図るために設置されています広域特別支援連携協議会を特別支援教育センター校連絡協議会に一元化し、地域における相談・支援のネットワークの強化を図ります。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
関係機関連携協議会	開 催		特別支援教育センターに一元化		
特別支援教育センター校連絡協議会	広域特別支援連携協議会		開 催		
(再掲)特別支援教育センターの設置	モデル校実践		設 置		

(3) 発達障害教育支援センター

教育研修所ふれあい教育センターは、これまでも全国有数の心理検査室や機能訓練室等の施設・設備を活用した障害のある幼児児童生徒への相談・支援、県内を巡回しての就学相談会、要請に応じて小・中・高等学校等を訪問しての教育相談の実施などにより、県内の教育相談のセンターとして大きな成果を上げてきました。

しかしながら、相談担当者は特別支援教育やカウンセリングの専門性を有する教員だけでは障害の重度・重複化、多様化、複雑化等に対応するには限界があります。

このため、今後、医師や臨床心理士等の委嘱等による相談・支援の機能を強化し、各支援地域での困難な事例や高い専門性を必要とする事例の検討、各支援地域間の連絡・調整等に対応するため、教育研修所ふれあい教育センターに「発達障害教育支援センター」を設置し、広域的・専門的な相談・支援機能の強化を図ります。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
発達障害教育支援センターの設置	開設準備		開設	→	
巡回就学相談 高等学校巡回教育相談 要請相談	巡回就学相談 巡回教育相談 要請相談		→	医師、臨床心理士等の委嘱	→
(再掲)特別支援教育センター校連絡協議会	広域特別支援連携協議会		開催	→	

4 寄宿舎の適正な規模と配置

基本的な考え方

総合支援学校(仮称)の整備におきましては、障害のある児童生徒が、できるだけ各地域で支援を受けられる体制を前提としています。児童生徒の障害や発達段階の状況、高等部の産業科や軽度障害コースの設置等を含め、学校や地域の実情等を総合的に検討し、入舎基準、寄宿舎の規模や配置について見直しを進めます。

(1) 整備計画(第1次)

これまで、遠方等により通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置して、通学の便利を図ってきました。しかし、今後、障害の種別を超えた総合支援学校(仮称)の設置に伴い、地域の学校に通学することとなり、寄宿舎の機能や役割について見直しを行う必要があります。

寄宿舎には、障害のある生徒が、高等部卒業後に自立し社会参加するために必要な知識、技能及び態度等の育成が期待されており、総合支援学校(仮称)の高等部の学科再編等を含め、在籍する幼児児童生徒の障害や発達段階の状況、学校や地域の実情等を総合的に検討する中で、入舎基準、寄宿舎の規模や配置等について見直しを進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
寄宿舎の整備	入舎状況の分析	入舎基準再編・整備等の検討	→	整備	→

【構成】

- 1 きめ細かな支援のための校内体制づくり
 - (1) 校内支援体制の整備
 - ア 幼稚園・保育所
 - イ 小・中学校
 - ウ 高等学校等
 - (2) 管理職のリーダーシップ
 - (3) 校内コーディネーターの養成
 - (4) 教職員の専門性の向上
- 2 障害の実情に即した支援
 - (1) 個別の教育支援計画の作成
 - (2) サブセンター
 - (3) 地域コーディネーター
 - (4) 支援学級(仮称)
 - (5) 通級指導教室
- 3 通級等による柔軟な支援教室
 - (1) 学習障害等の児童生徒に対する支援体制の充実
 - (2) 校内相談・支援体制の整備

1 きめ細かな支援のための校内体制づくり

基本的な考え方

特別支援教育では、学習障害等を含め障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の実情や教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことが大切です。特別支援教育においては、特定の専門性の高い教員だけが行うものではなく、全ての教員が特別支援教育の理念を理解し、学習障害等を含め障害についての正しい理解と適切な支援を行うことが大切であり、校内体制や教職員の専門性の向上に努めます。

(1) 校内支援体制の整備

ア 幼稚園・保育所

障害の早期発見・早期支援が重要であり、幼稚園・保育所におきましては、発見が支援につながるよう、市町の保健センター等の関係機関、総合支援学校(仮称)の特別支援教育センター、小・中学校のサブセンター等との連携の一層の強化が大切です。

また、学習障害等の理解と支援に関する地域研修会への参加による担当者の専門性の向上、保護者への理解・啓発用のリーフレットの作成・配布、地域コーディネーター等が巡回する教育相談の実施等をとおして、幼児期におけるきめ細かな相談・支援体制の整備を図ります。

さらに、学習障害等の障害が発見された段階で、担当者、保護者、臨床心理士等の専門家等が協力して個別の教育支援計画の作成を推進し、それを小学校に引き継ぎ、支援の一貫性を図ります。

イ 小・中学校

小・中学校等の通常の学級に在籍する学習障害等を含め障害のある児童生徒への支援は、全校体制で進めることが重要です。

県教育委員会と市町教育委員会との連携による様々な施策をとおして、多くの学校において、校内コーディネーターの指名、校内委員会の設置等の校内体制が整備されていますが、今後、すべての学校において校内の相談・支援体制が整備され、児童生徒、保護者が安心して学校生活を送れるよう、市町教育委員会と連携を図りながら推進してまいります。

ウ 高等学校等

高等学校等でも障害のある生徒が在籍しており、実情に応じた支援がなされてきましたが、今後、実態把握が困難であった学習障害等についても理解が進み、支援を必要とする生徒が増加することが予想され、学校生活、友人関係、進路等に対するより一層のきめ細かな支援が必要となっています。

また、今後、小・中学校で作成を進める個別の教育支援計画を引き継ぎ、支援の継続性を図ることも重要となってきています。

このため、障害のある生徒が在籍する場合、必要に応じて施設・設備のバリアフリー化等の整備を図るとともに、要約筆記等のボランティアの参画など地域における支援体制の構築を進めます。

また、総合支援学校(仮称)に設置する関係機関連携協議会への参加、校内研修等への臨床心理士、地域コーディネーター等の派遣など、相談・支援体制の強化を図ります。

さらに、中学校からの支援を引き継ぐための校内コーディネーターの位置付け、全校体制での支援のための校内委員会の設置とともに、中学校と高等学校の連携を強化するため各支援地域ごとに特別支援教育に係る連絡協議会を設置し、きめ細かな相談・支援体制の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
校内支援体制の整備 (校内委員会設置と校内コーディネーター指名)	体制整備 <小・中・高 100 %>		→	効果的な運用	→
特別支援教育連絡協議会(幼・保・小・中・高連携)	モデル研究		設置		→

(2)管理職のリーダーシップ

校内の相談・支援体制の整備、教職員及び保護者等への理解・啓発等を進めていくためには、校長等の管理職の特別支援教育への深い理解に基づいたリーダーシップが強く求められます。

このため、校長等の管理職を対象とした地域研修会の開催、教育研修所の管理職対象の研修講座に特別支援教育や学習障害等に関する内容を必ず位置付けるなど、研修の一層の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
地域特別支援教育研修会	管理職	全 教 員			管理職

(3)校内コーディネーターの養成

校内委員会の開催、保護者や校内の教職員間の連絡・調整、特別支援教育センター等との連携といった役割を担う校内コーディネーターを計画的に養成していくことが大切です。支援学級(仮称)等を担当する教員だけでなく、生徒指導、教育相談の担当者等校内の調整役となる教員を対象として、市町教育委員会と学校とが連携して計画的に養成していくことが大切です。

県教育委員会では、市町教育委員会と連携して地域や校内において、特別支援教育の中心的な役割を担う地域コーディネーターや校内コーディネーターの養成を計画的に進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
校内コーディネーター等研修会	開 催				→

(4)教職員の専門性の向上

教育研修所の初任者研修、6年次研修等の全教員が受講する研修講座や希望して受講する研修講座等の充実に努めます。また、校内の推進者である管理職、調整役である校内コーディネーターが中心となる校内研修の実施や、地域コーディネーターによる研修協力、臨床心理士等の外部人材に

よる事例検討等を通して、専門性を高めます。

また、校内での相談・支援の機能の充実が図られるよう、全ての教職員が参加する学習障害等の障害の理解と支援についての校内研修を実施します。このため、事例検討に臨床心理士等の専門家を派遣するなど、関係機関と連携したきめ細かな支援システムづくりを進めるとともに、全教職員を対象とした研修用テキストの作成・配布や研修会を実施します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 校内支援体制の整備 (校内委員会設置と校内コーディネーター指名)	体制整備 <小・中・高 100 %>		→	効果的な運用	→
(再掲) 地域特別支援教育研修会	管理職		全 教 員		管理職
(再掲) 校内コーディネーター等研修会	開 催				→

2 障害の実情に即した支援

基本的な考え方

小・中学校等での学習障害等を含め障害のある幼児児童生徒の実情に即したきめ細かな支援の充実に向けて、様々な取組を進めていますが、多様化する教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行うためには、全校体制での相談・支援体制の整備を図るとともに保護者と連携・協力しながら長期的な視点に立って作成する個別の教育支援計画が重要となります。

このため、作成の趣旨や必要性についての理解・啓発を図るとともに、地域コーディネーターの配置による作成支援や支援計画を基にした授業改善に努めます。

また、総合支援学校(仮称)の特別支援教育センターや各地域の中心的な小・中学校に設置するサブセンター、福祉、医療、労働等の関係機関などが連携した地域支援ネットワークの一層の充実に努めます。

さらに、小・中学校における支援学級(仮称)や通級指導教室についても、市町教育委員会との連携を図りながら、地域のニーズを踏まえた機能の充実に努めます。

(1) 個別の教育支援計画の作成

障害のある幼児児童生徒の支援においては、多様化する一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を行うことが重要です。

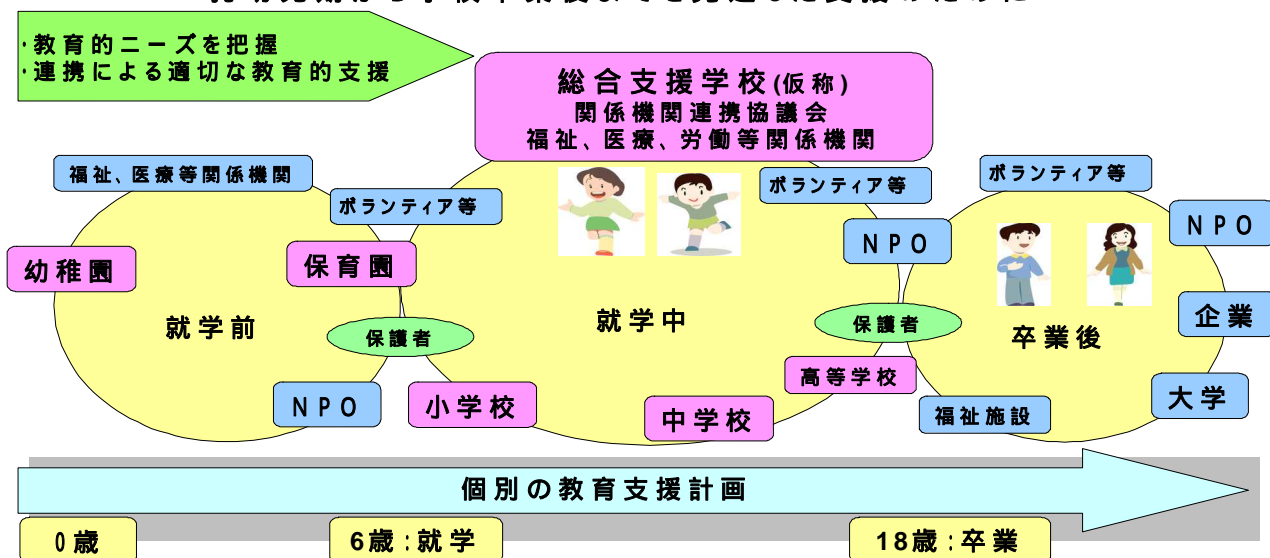
このため、小・中学校等におきましても、個別の教育支援計画の作成を積極的に進めるため、地域コーディネーターが小・中学校を巡回して作成支援に当たります。

障害のある幼児児童生徒の教育では、学校と家庭との連携が特に大切でありますので、保護者と十分に話し合っ、作成を進めていくことが重要です。

また、障害の状況等に応じては、福祉や医療等の関係機関からの情報が必要となることもありますことから、保護者を通じて情報収集するとともに、個人情報の管理には細心の注意が必要です。

個別の教育支援計画

～ 乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援のために～



《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
個別の教育支援計画作成の推進	巡回による作成支援		個別の教育支援計画に基づく学級編制等		
盲・聾・養護学校 小・中学校(小) (中)	→		活用 作成推進 作成推進	→	→

(2) サブセンター

総合支援学校(仮称)に特別支援教育センターを設置し、地域における相談・支援体制の一層の整備を進めますが、総合支援学校(仮称)には学習障害等の支援に対する十分な蓄積がないため、当分の間、小・中学校の地域コーディネーターを配置している通級指導教室にサブセンターを設置します。

このため、平成18～19年度にサブセンターのモデル研究を実施し、その成果を踏まえて県内各地域に普及します。

サブセンターに求められる機能には以下のものが考えられます。

- 学習障害等の児童生徒等への相談・支援
- 情報提供
- 研修協力
- 総合支援学校(仮称)との連絡・調整 等

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
サブセンターモデル事業	モデル事業		県内に普及		

(3) 地域コーディネーター

地域の幼・保・小・中・高等学校等に在籍する学習障害等を含め障害のある幼児児童生徒への支援の充実に向けて、地域の小・中学校や総合支援学校(仮称)において特別支援教育の中核的な教員

を地域コーディネーターとして位置付け、教育相談や指導内容・方法、情報提供等において、地域支援を行います。

今後は、地域コーディネーターを、地域において特別支援教育を推進する専門教員として明確に位置付け、その養成に向けた取組を進めてまいります。

このため、地域コーディネーターの配置や養成に向けては、市町教育委員会と連携し、各地域における中核的な教員の中から経験や研修実績等に基づき大学等への長期研修派遣等を通じて、重点的、計画的に養成を進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲)地域コーディネーター配置 (小・中学校)	14人		→ 拡充		→
(盲・聾・養護学校)	8人		→ 拡充		→
長期研修派遣		→ 強化派遣		→ 見直し	→
地域コーディネーター連絡協議会	設置				→

(4)支援学級(仮称)

支援学級(仮称)につきましては、市町教育委員会と連携を図りながら、児童生徒の実態や学校や地域の実情等を踏まえ、設置に努めてきました。

今後は、校内の特別支援教育の推進者でもある支援学級(仮称)の担当者の専門性の向上を図るとともに、臨床心理士等の外部人材、地域コーディネーターによる巡回指導等により、支援学級(仮称)の機能の向上に努めます。

弱視(視覚障害)、難聴(聴覚障害)支援学級(仮称)は、幼児期の教育効果を受けて、地元の小・中学校への就学の希望が強いことから、視覚(聴覚)障害教育情報センターや保護者、医療機関等と連携を図りながら設置を進めていきます。

また、病弱・身体虚弱支援学級(仮称)につきましても、今後は、保護者や医療機関と十分連携を図りながら、児童生徒の実態、地域の実情に応じた設置を進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲)個別の教育支援計画作成の推進	巡回による作成支援		個別の教育支援計画に基づく学級編制等		
個別の教育支援計画に基づく支援学級(仮称)や通級指導教室設置に伴う支援体制の整備	モデル事業		県内に普及		

(5)通級指導教室

学校教育法施行規則の改正(H18.4.1 施行)に伴い、通級指導の対象に新たに学習障害(LD)と注意欠陥/多動性障害(ADHD)が追加されました。また、情緒障害が自閉症者と情緒障害者(かん黙等)に分けられました。

担当者には高い専門性が求められるため、大学等への派遣研修により専門性の向上に努めるとともに、サブセンターモデル事業において臨床心理士の参画を得た通級指導の在り方等について実践的な研究を進めており、今後、この成果と課題を整理しながら専門的な支援の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲)個別の教育支援計画作成の推進	巡回による作成支援		個別の教育支援計画に基づく学級編制等		
(再掲)サブセンターモデル事業	モデル事業		県内に普及		

基本的な考え方

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かな支援を行うため、保護者や専門家等との連携により、各学校の実情に応じた体制づくりが大切であり、地域コーディネーターや臨床心理士等の外部人材の参画による通級指導教室の機能強化、補助教員等の参画を含め全校体制での取組について実践的研究を平成18～19年度に実施、その成果を県内に普及します。

(1) 学習障害等の児童生徒に対する支援体制の充実

通常の学級に在籍する学習障害等の児童生徒への支援が喫緊の課題になっています。学習障害等の児童生徒の多くは通常の学級に在籍していますので、学級担任の学習障害等への支援についての専門性を高め、学級運営の質の向上に努めます。また、支援学級(仮称)、通級指導教室、教員資格を有する補助教員、学習や生活の補助を行う補助員、地域コーディネーター、臨床心理士等の外部人材の参画等により全校体制で支援することが大切です。

平成18～19年度に実施する柔軟な支援教室に関するモデル事業の成果と課題を踏まえ、また、小・中学校で作成を進める個別の教育支援計画に基づき、学習障害等の実態に応じた教員配置など支援体制の充実・整備を目指します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
柔軟な支援教室モデル事業	モデル研究：宇部・萩市		県内小・中学校に普及		
学習障害等への補助教員等の配置事業 楽しい学び舎づくりサポート事業	100人配置	見直し	→		

(2) 校内相談・支援体制の整備

小・中・高等学校等では、校内のコーディネーターの指名、校内委員会の設置等、全ての学校で支援体制を整備するとともに、学校医や臨床心理士等の参画を得て事例研究会を実施するなど、校内の相談・支援体制の一層の充実に努めます。

また、幼稚園・保育所におきましても、児童相談所や市町が実施する乳幼児期の療育相談等との連携の強化、保護者等への理解・啓発等により早期発見に努めるとともに、小学校の通級指導教室や特別支援教育センターの活用、臨床心理士、地域コーディネーター等の派遣等により、早期支援に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 柔軟な支援教室モデル事業	モデル研究：宇部・萩市		県内小・中学校に普及		

教職員の専門性の向上

【構成】

- 1 継続的・主体的な研修の充実
 - (1) 教育研修所等における研修の充実
 - (2) 授業改善に向けた校内研修の充実
 - (3) 養護教諭の参画
- 2 免許状の取得促進
 - (1) 免許法認定講習
 - (2) 計画的な人事交流

1 継続的・主体的な研修の充実

基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの実情や教育的ニーズに対応するためには、管理職をはじめ全教職員の専門性の向上が重要です。教職員の教職経験等に応じて系統的に研修を進めるため、教育研修所で実施している研修講座の充実を図るとともに、特別支援教育を直接担当する教員の一層の専門性を高める取組を強化します。

(1) 教育研修所等における研修の充実

学年主任、生徒指導主任等それぞれの立場に応じて校内で求められる役割も様々であり、他の教員への指導や支援、保護者との相談などへの助言、さらには、管理職として校内でのリーダーシップなど、教職経験に応じた役割が求められます。

教員一人ひとりの専門性の向上を図るため、教育研修所の初任者、6年次、10年経験者及び管理職等の研修に学習障害等の理解と支援に関する研修を位置付けるとともに、校内コーディネーター養成や担当者の専門研修の充実に努めます。

また、教職員の学習障害等を含め障害の特性や支援に対する十分な理解が大切であり、担任の気づきに基づく早期発見が全校体制での早期支援につながるよう、学校現場での必要性に応じた研修の充実に努めるとともに、地域コーディネーターの養成に向けて、市町教育委員会と連携を図りながら大学等への長期研修派遣を計画的に実施します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
教育研修所の研修講座 (初任者、6年次、10年経験者、管理職研修等)		→ 見直し			→
(再掲) 長期研修派遣		強化派遣	→	見直し	→
(再掲) 校内コーディネーター等研修会	開催				→

(2) 授業改善に向けた校内研修の充実

総合支援学校(仮称)におきましては、担当者の専門性の向上を図るための研修の充実とともに、公開授業の実施による授業評価や学校評価をとおして個別の教育支援計画や指導計画の充実を図るなど、校内教育課程検討委員会の活性化による授業改善に努めてまいります。

また、高等部における職業教育の充実に向けては、関係機関連携協議会や就労促進協議会等へ参画を得ている民間企業等からの専門的な技術や知識を有する方々の指導や助言を踏まえ、指導内容・方法の充実に努めてまいります。

小・中学校におきましては、支援学級(仮称)や通級指導教室の担当者の専門性の向上に努めるとともに、臨床心理士等の外部人材の参画等により授業改善に努めます。また、通常の学級に在籍する学習障害等の児童生徒への指導及び支援につきましては、校内での事例検討、公開授業、学習方法に関する研修会等をとおして全ての教員の専門性の向上に努め、授業改善に向けた実践事例集の作成を行います。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・教育課程モデル ・進路・職業教育モデル	モデル校実践 ・防府養護 ・下関養護 ・田布施養護 ・山口養護		成果の普及		
(再掲)職業教育充実検討委員会	各校で実施		設置		
(再掲)校内教育課程検討委員会	各校で実施		活性化・充実		

(3) 養護教諭の参画

養護教諭は、学習障害等を含め児童生徒の支援の窓口になることも多く、その後の全校体制による支援においても大切な役割を担っています。

このため、養護教諭を地域研修会へ積極的に参加させ、学習障害等への理解を図るとともに、大学等への長期研修派遣等を実施し、専門性の高い養護教諭の育成を図ります。

また、専門性の高い養護教諭につきましては、関係機関連携協議会の専門家チームに参画させ、地域内の小・中・高等学校等の校内研修等への派遣を進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 関係機関連携協議会	開催		特別支援教育センターに一元化		
養護教諭の参画	専門家チームへの参画(校内研修等へ派遣)				
養護教諭対象の研修	実施				

2 免許状の取得促進

基本的な考え方

総合支援学校(仮称)や小・中学校の支援学級(仮称)等で、障害のある児童生徒の教育を直接担当する教員の専門性を高めるため、特別支援学校教諭免許状の保有を原則とした取組を進めます。

(1) 免許法認定講習

直接的に特別支援教育を担当する教員の専門性を確保する上で、特別支援学校教諭免許状の保有は非常に重要です。

このため、総合支援学校(仮称)に勤務する教員は、特別支援学校教諭免許状の保有を原則とし、保有を促進するため、教育職員免許法に基づく認定講習を充実させるとともに、人事異動においても免許保有者を優先的に配置するなど、専門性の一層の向上に努めます。

特に、高等部の教員を中心として、免許状の保有率を高めるため、着任後、3年以内に特別支援学校教諭免許状の取得や異動希望に際して事前に一定の単位修得の義務づけ、着任研修や免許取得後の継続した研修の在り方などについて検討を進めていく必要があります。

また、小・中学校の支援学級(仮称)等において直接的に担当している教員には保有義務はありませんが、積極的に保有を促進していきます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
教育職員免許法に基づく認定講習	1,550人		計画的実施		見直し

(2) 計画的な人事交流

小・中学校の支援学級(仮称)等の担当者の免許保有率の向上や未経験者の縮減を図るため、市町教育委員会と連携して、専門性の高い教員の計画的な養成や配置を進めます。

関係機関との連携による相談・支援体制

【構成】

- 1 相談・支援体制の充実
 - (1) 就学前の相談・支援体制
 - (2) 学齢期における相談・支援体制
 - (3) 進路に関する相談・支援体制
- 2 地域におけるネットワークづくり
 - (1) 関係機関連携協議会における機能強化
 - (2) ボランティア、NPO等との連携

1 相談・支援体制の充実

基本的な考え方

障害の早期発見・早期支援、就学期における相談・支援、卒業後の自立や社会参加に向けた進路支援等の年齢段階に応じて、各支援地域ごとに福祉、医療、労働等の関係機関との連携によるきめ細かな相談・支援のためのネットワークの構築に努めます。

(1) 就学前の相談・支援体制

障害のある幼児への適切な早期支援を行うため、各市町保健センターが実施する1歳半健診や3歳児健診、児童相談所が実施する総合療育相談、各市町が実施する発達支援事業等と総合支援学校(仮称)の特別支援教育センターとの連携の強化に努めます。

また、市町教育委員会の就学指導担当者を対象とした研修会や、総合支援学校(仮称)との連絡協議会の開催等により担当者の専門性を高め、保護者の心情や幼児等の障害や発達段階等の実情に応じたきめ細かな就学相談の充実に努めます。

さらに、就学指導に関する手引きを作成し、市町教育委員会や総合支援学校(仮称)の就学相談の機能の充実を図り、適切で丁寧な就学相談を進めます。

《重点プログラム》

項目	18	19	20	21	22
就学指導担当者研修会並びに連絡協議会	→ 毎年開催 →				
就学指導の手引き(第7次改訂版の作成・配布)	見直し	作成・配布			

(2) 学齢期における相談・支援体制

就学相談により、総合支援学校(仮称)や小・中学校の支援学級(仮称)等に就学した児童生徒に対して、就学後も継続的な教育相談を実施するとともに、学齢期段階で障害が発見された場合や就学先の変更希望等が生じた場合に、保護者が気軽に相談できる相談・支援体制の構築が大切です。

このため、校内コーディネーターの位置付けや校内委員会の設置等の校内の相談・支援体制の構築、市町教育委員会と総合支援学校(仮称)との連携強化、関係機関連携協議会の専門家チームへの医師や臨床心理士等の参画等による機能の強化を図ります。

また、校内コーディネーターや市町教育委員会の特別支援教育担当指導主事を対象とした研修会の開催等により相談・支援の担当者の専門性を高め、保護者の心情や児童生徒の実情に応じたきめ細かな相談・支援の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲)関係機関連携協議会	開 催		特別支援教育センターに一元化		
(再掲)特別支援教育センターの設置	モデル校実践		設 置		
(再掲)個別の教育支援計画作成支援(巡回指導)	作成支援				
(再掲)地域コーディネーターの配置 (小・中学校)	14人		拡 充		
(盲・聾・養護学校)	8人		拡 充		
(再掲)特別支援教育センター校連絡協議会設置	広域特別支援連携協議会		開 催		

(3)進路に関する相談・支援体制

長期的な視点で作成される個別の教育支援計画に基づき、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、早期からの進路に関する相談・支援体制の整備に努めます。

このため、福祉、医療、労働等による関係機関連携協議会と特別支援教育センターを一元化させ、関係機関が連携した進路相談・支援体制の充実を図るとともに、モデル研究の成果を踏まえ、地域の小・中・高等学校等に対して、積極的に支援や助言等を行います。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲)進路指導充実検討委員会 特別支援学校体制整備モデル事業 ・進路・職業教育モデル	モデル校実践 (田布施養護 ・山口養護)		設 置 成果の普及		

2 地域におけるネットワークづくり

基本的な考え方

障害の重度・重複化等の状況の変化に伴い、多様化する一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、福祉、医療、労働等の関係機関との連携、ボランティア等の地域人材の参画など、地域におけるネットワークの構築に努めます。

(1)関係機関連携協議会における機能強化

各支援地域における幼児児童生徒の障害の程度や発達段階に応じたきめ細かな相談・支援体制を強化するため、総合支援学校(仮称)の特別支援教育センターの充実を図ります。

このため、福祉、医療、労働等の関係機関が連携した支援について協議する関係機関連携協議会に学校医、産業界、保護者の会、NPO、ボランティア等の外部人材の積極的な参画を進め、障害のある幼児児童生徒の自立・社会参加に向けて、各機関、専門家、外部人材等の支援の連携を強化し、地域におけるネットワークづくりを進めます。

また、支援地域内の幼・保・小・中・高等学校間の連携した相談・支援体制のネットワークを一層強化するため、特別支援教育に関する連絡協議会を開催し、学校間での支援の連続性や、卒業後、地域で社会参加していくためのネットワークづくりに努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲)関係機関連携協議会	開 催		特別支援教育センターに一元化		
(再掲)特別支援教育センターの設置	モデル校実践		設 置	→	
(再掲)特別支援教育センター校連絡協議会設置	広域特別支援連携協議会		開 催	→	

(2) ボランティア、NPO等との連携

障害のある幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、各支援地域において、福祉、医療、労働等の関係機関や、産業界、保護者の会、NPO、ボランティア等とのネットワークを構築し、児童生徒が自立し、社会参加できるよう、きめ細かな支援に努めます。

総合支援学校(仮称)において、要約筆記、手話、送迎の手伝い等の登録ボランティア制度やボランティア養成講座の開催、障害のある幼児児童生徒とない幼児児童生徒との交流の機会の拡大等、支援地域内のボランティアやNPO等との連携を強化するための取組を進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・交流・共同学習モデル	モデル校実践 ・岩国養護 ・周南養護		成果の普及 ・実践事例集 ・副籍制導入 ・登録ボランティア	→	
・ボランティア等地域人材活用事業 ・ボランティア養成講座	体制整備事業で検討		各総合支援学校(仮称)で実施		

(3) 個別の教育支援計画の活用

障害のある幼児児童生徒の支援においては、多様化する一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を行うために作成する個別の教育支援計画を活用し、専門性に基じた教育の質の向上に努めることが重要です。

このため、地域コーディネーターが小・中学校を巡回して作成支援に当たる中で、個別の教育支援計画に基づき作成される指導計画等の立案、指導方法・内容、評価等に関する情報提供や助言などを行います。

また、学校と家庭との連携が大切でありますので、作成や評価の段階におきまして、保護者と十分に協議し、ニーズや支援の内容等についての共通理解を図ってまいります。

さらに、進級・進学、卒業等に際し、個別の教育支援計画を進路先等に引き継ぎ、支援の一貫性、継続性を図るため、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等の連絡協議会や関係機関との連携協議会等において、個別の教育支援計画の目的や活用等について、十分な理解・啓発に努めます。

なお、今後、個別の教育支援計画を基に、支援学級(仮称)や通級指導教室の設置、教員の加配等の必要性の判断等について、市町教育委員会と連携を図りながら、支援について検討を進めます。

教育環境の整備・充実

【構成】

- 1 安心・安全な環境づくり
 - (1) 校内安全検討委員会
 - (2) 障害の重度・重複化への対応
- 2 学習環境の充実
 - (1) 教材・教具の整備・充実
 - (2) ITを活用した指導内容・方法の充実
- 3 理解・啓発活動の推進
 - (1) 教職員の専門性の向上（再掲）
 - (2) 障害や福祉等に関する学習の充実
 - (3) 保護者・地域等への理解・啓発
 - (4) ボランティアとの協働

1 安心・安全な環境づくり

基本的な考え方

総合支援学校(仮称)の設置に伴い、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進むことが予想されますので、幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援が行えるとともに、幼児児童生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう教育環境の整備を進めます。

(1) 校内安全検討委員会

障害の重度・重複化、多様化に対応し、幼児児童生徒等の実情を踏まえた、安心・安全な環境づくりに努めるため、教員、保護者等から構成する校内安全検討委員会を設置し、学校全体での組織的な安心・安全な環境づくりに取り組みます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
校内安全検討委員会	設 置	安心・安全な環境づくりについて検討			

(2) 障害の重度・重複化への対応

障害の重度・重複化に対応するため、常時、医療的な配慮の必要な児童生徒が在籍している学校には看護師を配置し、医療的ケア（P26）を実施しています。主治医、学校医、保護者等との連携を図りながら、校内の検討委員会において安全な実施に向けた検討を行います。また、看護師資格を有しない教員の実施につきましても、研修の在り方や実施手続き等についての実践的な研究を実施し、積極的に推進してまいります。

スクールバスにつきましては、支援地域の設定に伴い、その範囲内において通学が可能となるように計画的な整備を進めます。

また、総合支援学校(仮称)では対象の障害種別が増えることから、バリアフリー化や低床化を計画的に進め、障害の重い児童生徒が通学しやすい環境を整えます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
スクールバスの整備	→		充 実	→	
医療的ケアの充実	→		充 実	→	

2 学習環境の充実

基本的な考え方

特別支援教育センターでは、障害の重度・重複化、多様化に応じた教材・教具の作成、施設・設備の整備、IT等を活用した指導事例の蓄積など、地域の小・中学校等への支援の充実に努めます。

(1)教材・教具の整備・充実

障害の重度・重複化、多様化への対応、幼児児童生徒一人ひとりの実情を踏まえ、適切な指導及び支援を行うため、計画的に施設・設備の整備を進めるとともに、校内に教材・教具センターを設置し、教員の創意工夫による教材開発を進めます。また、地域の小・中学校等へも貸し出しをするなど、センター的機能の充実に努めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・特別支援教育センターモデル 教材・教具センターの設置	モデル校実践 ・宇部養護 ・萩養護 <PT、OT、ST等の参画>		→ 成果の普及 ↓ 設置		

(2)ITを活用した指導内容・方法の充実

今後、自立し、社会参加するため、あるいは、障害の重度・重複化、多様化に対応するため、ITを活用した指導内容・方法の充実に努める必要があります。

このため、自作の指導用ソフトの開発、既存のソフトの活用事例、教材コンテンツの開発、インターネット活用事例の蓄積等の充実に努めてまいります。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
IT活用事例集	検討委員会	モデル実施	事例集作成		

3 理解・啓発活動の推進

基本的な考え方

学習障害等を含め障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じてきめ細かな支援を行う特別支援教育を推進するため、教職員の専門性の向上だけでなく、障害のない幼児児童生徒及び保護者等への理解・啓発を推進します。

(1)教職員の専門性の向上（再掲）

通常の学級に在籍する学習障害等を含め障害のある児童生徒への指導及び支援においては、全校体制で取り組むことが必要であり、特別支援教育を直接担当する教員だけでなく、全教職員の理解が大切です。

このため、教職員を対象とした研修会を実施するとともに理解・啓発用のテキストやリーフレットを作成します。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 地域特別支援教育研修会	管理職		全 教 員		管理職
教職員用テキストの作成・配布	作成・配布		作成・配布		

(2) 障害や福祉等に関する学習の充実

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習の積極的な推進が相互理解の促進につながり、小・中・高等学校の生徒を対象とした交流及び共同学習の推進、ボランティア養成講座の開設、総合的な学習の時間等における障害や福祉等についての学習を積極的に進める必要があります。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・交流・共同学習モデル	モデル校実践 ・岩国養護 ・周南養護		成果の普及 ・実践事例集 ・副籍制導入 ・登録ボランティア		
障害・福祉学習事例集作成				事例集の作成	

(3) 保護者・地域等への理解・啓発

特別支援教育の制度や方法等についての理解とともに、一人ひとりを大切にする特別支援教育の理念の浸透は、全ての児童生徒が互いの違いを理解し、思いやりの心を育むなど豊かな心の育成や、自ら学び、考える確かな学力の育成につながることにについて保護者や地域に対して理解・啓発を図ることが重要です。

校内においては、PTAと協働して特別支援教育に関する研修会の実施や学校医の参画を得た学校保健委員会等の様々な機会を通じて、理解・啓発に努めることが大切です。

また、通常の学級に在籍する学習障害等への理解・啓発を図るとともに、地域における相談・支援体制を整備し、障害の早期発見・早期支援を積極的に進めていきます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
地域フォーラムの開催	開催			見直し	
理解・啓発用リーフレット	作成・配布			見直し	

(4) ボランティアとの協働

障害のある児童生徒の自立・社会参加に向けて、多様化する教育的ニーズに対応するために、福祉、医療、労働等の関係機関や、産業界、保護者の会、NPO、ボランティア等の支援を結びつけ、より一層支援が効果的に行われるよう、地域におけるネットワークづくりを進めます。

《重点プログラム》

項 目	18	19	20	21	22
(再掲) 特別支援学校体制整備モデル事業 ・交流・共同学習モデル	モデル校実践 ・岩国養護 ・周南養護		成果の普及 ・事例集作成 ・副籍制導入 ・登録ボランティア		

実行計画の推進に向けて

実行計画については、保護者や学校現場等の幅広い意見を踏まえながら、計画的かつ着実な推進を図るとともに、平成20年度において、成果や課題を踏まえた必要な見直しを行います。

なお、前期計画の終了する平成22年度には、前期計画の進行状況や、児童生徒の実態や学校の実情、社会状況の変化等を踏まえ、後期計画の作成を行います。

重点プログラム（施策）						
・特別支援教育ビジョン実行計画推進委員会（H18～H22年）						
項目	18	19	20	21	22	23～27
特別支援教育ビジョン実行計画推進委員会	第1期実行計画（前期5か年）					第2期実行計画推進
	計画作成	→見直し		→後期作成		
	基盤整備・推進					

用語解説

P D C A のマネジメントサイクル

施策の推進に際し、目標を明確に定め、それを明らかにして、Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Action(改善)の各段階で見直し・改善を図り、施策の効果的な運用・推進を行う。

N P O

N P Oとは、Nonprofit Organizationの略で、「民間非営利組織」と訳されることもあります。

平成10年には、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした「特定非営利活動促進法(N P O法)」が施行されています。

ノーマライゼーションの理念

高齢者や障害のある人など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにし、共に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを進める考え方です。

L D (Learning Disabilities : 学習障害)

学習障害とは、

全般的な知的発達に遅れがない。

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得に著しい困難がある。

A D H D (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder : 注意欠陥 / 多動性障害)

注意欠陥 / 多動性障害とは、

注意が集中できない(不注意)、一つのことに注意を集中したり持続したりできない。

じっとしていない(多動性)。

じっとできない、席についていられない、しゃべり続ける、手足をそわそわ動かす等。

出し抜けに答える、順番が待てない(衝動性)。

外からの刺激に即座に反応する、熟慮せずに行動する等。

高機能自閉症

知的発達の遅れがない自閉症。

自閉症とは、

人との関係がとりにくい。

コミュニケーションにおいて言葉の使い方が独特である。

興味や関心が特定のものに限定されている、反復的常同的行動の特徴がある。

特別支援学校教諭免許状

現行の特別支援教育に係る教諭免許状の主なものには、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状の3種類があり、それぞれ、専修、1種、2種と区分されています。今回の改正(H18.6.21改正、H19.4.1施行)に伴い、3種類の免許状が特別支援学校教諭免許状に一本化されます。免許状は、修得した単位により、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5つの特別支援教育領域ごとに、授与されます。

P T (Physical Therapist : 理学療法士)

身体に障害のある方に対して、基本的な動作能力の回復を図るために、体操、電氣的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者です。理学療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。

O T (Occupational Therapist : 作業療法士)

身体などに障害のある方に対して、社会的適応能力又は応用的動作能力の回復を図るために、手芸、工作その他の比較的細やかな作業を通じたリハビリテーションを行う専門医療従事者です。作業療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。

S T (Speech Language and Hearing Therapist : 言語聴覚士)

話し言葉や聞こえなどに障害のある方に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者です。言語聴覚士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。

個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画です。

副籍制

盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒の希望に応じて、居住地の校区の小・中学校にも、副次的な籍を置き、学校の学習活動等や地域の行事、学校・学級だよりの交換等を通して、交流及び共同学習を推進していくものです。

地域コーディネーター

地域コーディネーターは、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒や保護者、担任等への支援を行うために、地域の学校等への巡回相談や巡回指導、校内支援体制についての助言など、地域の特別支援教育の充実に取り組んでいます。

医療的ケア

医療的ケアとは、治療を目的としたものではなく、障害のある幼児児童生徒の健康維持のために、保護者や看護師が医師からの指導を受けて行う、経管栄養、咽頭前の痰の吸引、導尿等のケアのことであり、本県では、養護学校等に看護師を配置し、実施しています。